

那賀町地域商社事業

公募型簡易プロポーザル実施要綱

第1 実施要綱について

「那賀町地域商社事業 公募型簡易プロポーザル実施要綱」（以下、「本要綱」という。）は、那賀町において地域商社事業を担う事業者を選定するに当たり、事業の概要や公募によるプロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）への手続方法等について必要な事項を定めるものである。

なお、本要綱に付属する「那賀町地域商社事業 仕様書」【別紙1】（以下、「仕様書」という。）、「那賀町地域商社事業 企画提案書作成要領」【別紙2】（以下、「作成要領」という。）、「那賀町地域商社事業 評価基準」【別紙3】（以下、「評価基準」という。）については、本要綱と一体のものとみなす。

第2 事業概要

(1) 事業の名称

那賀町地域商社事業

(2) 事業の内容

仕様書【別紙1】のとおり。

第3 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの種類

公募型（簡易）プロポーザル

(2) 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、以下の要件をすべて満たさなければならない。

- ① 那賀町に地域商社の事務所を設置し、主たる担当者が那賀町に在住する意思があること
- ② 那賀町との関係性又は那賀町に対する知見を有していること
- ③ 那賀町内の農業又は林業関係者と連携し事業を実施していく意思があること
- ④ 那賀町の社会課題の解決に向けた意欲と情熱があること
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと

(3) グループ参加

本プロポーザルでは、単独での応募に加え、2者以上4者以下の企業・団体又は個人によるグループでの参加も認めることとする。

本プロポーザルにグループで参加する場合、代表応募者は「(2) 参加資格要件」の①から⑤までを満たす必要がある。また、一部業務のみを行う協力者については、「(2) 参加資格要件」の②及び⑤を満たす必要がある。

(4) プロポーザル方式事業者選定審査委員会

プロポーザルの審査は、「那賀町地域商社事業に係るプロポーザル方式事業者選定審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)により、評価基準【別紙3】に則って行う。

なお、審査委員会の委員は、以下のとおりとする。

【審査委員】			
委員長	大田 浩二	(那賀町農林業活性化推進協議会	会長)
委員	井本 一郎	(那賀町農林業活性化推進協議会	副会長兼農業分科会 会長)
委員	枝川 義武	(那賀町農林業活性化推進協議会	林業分科会 会長)
委員	浅田 元子	(学識者)	
委員	藤井 信忠	(学識者)	
委員	峯田 繁廣	(那賀町 副町長)	
委員	橋本 浩志	(那賀町 副町長)	

(5) 参加手続き

(ア)参加申込方法

プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書及び参加資格要件確認書を提出すること。

参加表明書は、企業等は【様式 1-1】、団体等は【様式 1-2】、個人は【様式 1-3】を用い、住所、法人名(商号)及び代表者職氏名を記載し、代表者印を押印の上、提出すること。グループで応募する場合は、様式裏面「グループ協力者一覧表」を記入の上、【様式 1-4】の委任状を協力者全員分添付すること。

参加資格要件確認書は、【様式 1-5】を用いること。

(イ)提出場所

「第4 担当部署」のとおり。

(ウ)提出期限

令和3年5月21日(金)午後5時まで。

(エ)提出方法

持参、電子メール、FAX、郵送(必着)により提出

なお、郵送の場合には、同日午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(オ)参加資格審査

参加表明書及び参加資格要件確認書の提出があった企業・団体又は個人について、提出書類を元に審査委員会で参加資格審査を行い、参加資格要件を満たす者には「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出要請書」を、参加資格要件を満たさない者にはその理由を付し

た「参加資格審査結果通知書」をそれぞれ送付する。参加資格要件を満たさない場合は、本プロポーザルに参加することはできない。

(カ)参加表明後の参加資格要件の変更

参加表明書の提出日以降に参加資格要件に関する虚偽や不履行等の事態が生じた場合は、原則としてプロポーザルに参加することができない。ただし、グループ参加の代表応募者以外が参加資格要件を満たさなくなった場合は、町が止むを得ないと認めた場合に限り協議によって対応を決定する。

(6) 企画提案書提出手続き

(ア)企画提案書の提出

参加表明書を提出した者は、作成要領【別紙2】に従って企画提案書を作成し、提出すること。なお、参加を表明したが辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに参加辞退届(様式任意)を提出すること。

(イ)提出場所

「第4 担当部署」のとおり。

(ウ)提出期限

令和3年6月11日(金)午後5時まで

(エ)提出方法

紙媒体及び電子媒体の両方を、持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、同日午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(7) プレゼンテーションの実施

(ア)プレゼンテーションの実施

企画提案書の提出した者は、後日提案書の説明及び質疑応答等によるプレゼンテーションを実施すること。

(イ)実施内容

プレゼンテーションの実施内容については、参加表明者に後日送付する。

(ウ)実施日

令和3年6月中旬頃予定

(エ)実施場所

那賀町役場本庁舎

(8) 質問及び回答

(ア)質問及び回答

本事業におけるプロポーザルの実施要綱等に疑義がある場合は、期間内に所定の手続きを経て質問があった場合のみ回答する。

(イ)提出方法

指定の期間中に「質問書」【様式2】により電子メールで提出の上、電話にて受信確認を取ること。

(ウ)質問の受付期限

令和3年5月28日(金)午後5時 まで

(エ)回答方法

質問に対する回答は、参加者全員に対して、電子メールにより行う。

(オ)回答時期

令和3年6月1日(火)午後5時頃

(カ)質問及び回答に対する取扱い

質疑に対する回答は、全て本要綱の追加又は修正とみなす。

(9) 選定事業者の決定

企画提案の内容をもとに、評価基準【別紙3】に則って総合的に評価し、選定事業者を決定する。

(10) 採用・不採用の通知

企画提案書を提出した者のうち、プロポーザルで選定された者及び選定されなかった者に対して、その旨を書面(「選定事業者採用通知書」及び「選定事業者不採用通知書」)により通知する。

(11) 補助金申請

選定事業者に決定した者は、協議会の承認を得た後、商社を設立するものとし、設立後町の指示に従い、速やかに地域商社事業に係る補助金の交付を申請すること。

(12) スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、以下のとおりとする。

- | | | |
|---|------------------|--------------|
| ① | 令和3年5月21日(金)午後5時 | 参加申込書の提出期限 |
| ② | 令和3年5月28日(金)午後5時 | 質問書の提出期限 |
| ③ | 令和3年6月1日(火)午後5時 | 質問への回答予定日 |
| ④ | 令和3年6月11日(金)午後5時 | 企画提案書の提出期限 |
| ⑤ | 令和3年6月中旬 | プレゼンテーションの実施 |
| ⑥ | 令和3年6月下旬 | 審査結果の通知 |
| ⑦ | 時 期 未 定 | 補助金申請〆切 |

第4 担当部署

〒771-5295

徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川 104 番地 1

那賀町まち・ひと・しごと戦略課 (ドローン推進室)

電話番号 0884-62-1184

FAX 番号 0884-62-1177

E-mail senryaku@naka.i-tokushima.jp